

意匠検索システム構築の背景と今後

Background and Further Enhancement for the JPO Design Search System

特許庁 審査第一部意匠課長 **山田 繁和**

PROFILE 1990年特許庁入庁。民生意匠（住宅設備品）、産業意匠（機械機器）の審査を担当。電子計算機業務課（現情報システム室）システム開発室意匠検索システム班意匠検索システム係長、同班長、意匠課調査班長、工業所有権情報・研修館（INPIT）人材育成部長代理業務を経験した後、2011年より意匠課意匠制度企画室長として平成26年意匠法改正の検討に携わり、2014年7月より現職。

1 意匠の検索システム

意匠に関する検索システムは、我が国をはじめとして米国や韓国といった実体審査国では意匠審査における新規性もしくは創作非容易性を調査するために開発されている。

これらの実体審査国では、自国の意匠公報の他、各国の外国意匠公報やカタログや雑誌に掲載されたデザイン情報を翻訳して電子化し、分類肢の多い自国の意匠分類を付与して効率の良い新規性や創作非容易性、米国では非自明性の判断のためのサーチを可能としている。そのほか、各国ともに審査結果を蓄積できる機能を搭載して審査ノウハウを構築して審査の品質向上を図っている。

これらの意匠情報の検索キーや検索機能は、各審査国の特許電子図書館等で提供されており、各国ユーザーは、自国の意匠公報や審査結果情報の先行意匠調査や権利調査に利用している。

また、欧州共同体商標意匠庁や中国といった無審査国では、発行した意匠公報をユーザーが権利調査をできるようにロカルノ協定に基づく国際意匠分類で検索参照できるサービスを提供している。

しかし、国際意匠分類は分類肢が少ないため、登録される意匠数が多い欧州や中国の意匠公報を絞り込んでサーチすることは困難であり、さらには見つかった権利が有効か無効かをユーザー自らが判断しなければならないが、審査国のように審査結果情報がないため、意匠権の有効性判断が難しい。

なお、欧州共同体商標意匠庁は、意匠の国際登録システムであるハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入しているが、この国際意匠登録出願で欧州共同体商標意匠庁を指定した出願は意匠登録となっても欧州共同体商標意匠庁では意匠公報を発行しないため、欧州での権利を調査する場合には、国際意匠登録も調査する必要があることに注意が必要である。

その他の多くの国も母国語で発行した意匠公報を国際意匠分類でユーザーが調査できる検索参照サービスを提供している。

我が国は意匠審査の迅速化を目的として、1990年代からシステム開発に着手し、2000年には過去の登録意匠、主要国の外国意匠公報、カタログや雑誌、インターネットに掲載された新製品のデザイン情報を公知資料として電子化し、日本意匠分類やDターム、意匠に係る物品（物品名）や意匠の説明などのテキスト検索を可能とする意匠検索システムを完成させ、意匠出願の電子出願を実現して審査案件の管理と審査結果の通知書を作成できるようにし、意匠審査のシステム化を完了した。

このほか、意匠審査に必要な本願と類似する関連意匠や引用意匠等を比較対比しながら参照する機能や本願の実施品や類似品の公知資料とを結び付けて参照できるグルーピング機能を備えており、その後もデータ更新と機能改変を行って、現在では約900万件のデータを保有しているほか、特許文献にもアクセス可能とし、世界でも最大級のデザインデータベースとなっている。

このデザインデータベースと意匠検索及び意匠審査シ

システムは、世界で最も早く厳しい審査を行っているといわれる我が国の審査スピードと意匠審査の品質の高さを支えており、2014年末のFA期間が米国や韓国では約8月であるのに対し、我が国は約6月を実現している。

この意匠検索システムとほぼ同じ仕組みのサーチシステムを2003年に特許電子図書館でリリースし、ユーザーが登録意匠や公知資料を日本意匠分類や国際意匠分類で検索して、先行意匠調査や権利調査ができるようにしており、今日の特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に継承されている。

このJ-PlatPatでも本意匠と関連意匠を意匠分類ごとに比較対比して閲覧できる仕組みを実現しており、ユーザーはこれから出願しようとする意匠の権利範囲や権利調査での類似範囲を調べるための機能を備えている。

また、J-PlatPatでは、検索結果をサムネイル表示して参照しやすくしているほか、海外ユーザーも利用できるよう、英語版の検索画面も用意されている。

我が国は2014年9月に意匠の国際分類に関するロカルノ協定、2015年5月には意匠の国際登録に関す

るハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入した。

国際意匠出願で我が国を指定する出願が登録となった場合、意匠に係る物品(物品名)や意匠の説明、意匠に係る物品の説明は英語となるが、意匠公報では参考として和訳も添付し、これまで通り、日本語でこれらの項目をテキスト検索すること、日本意匠分類や国際意匠分類での検索を可能とする予定である。

2 画像デザインのイメージマッチングシステムを用いた検索支援ツール

2014年1月に開催された産業構造審議会意匠制度小委員会において、スマートフォンやタブレットPCにインストールして表示されるアプリやソフトウェアなどの画像デザインの保護に関し、意匠審査基準の整備や画像デザインの登録が増えた場合のクリアランス負担の軽減等を検討し、我が国産業界の創出する優れた画像デザインの保護の対応を図ることとなった。

これまでも平成18年の意匠法改正に合わせて、日本意匠分類を改正し画像意匠分類を設けたが、画像デザインを創作するグラフィックデザイナーや意匠権管理をする者にとってより簡便に権利調査が可能となるよう、画



図1 画像意匠公報検索支援ツールのトップ画面
(<https://www.graphic-image.inpit.go.jp/>)



画像意匠登録が平面の2次元で表現されている状況を踏まえて、市販されているイメージマッチングシステムを利用した画像意匠検索支援ツールのあり方について調査・検討を行った。

この結果を基に、特許庁はINPITと連携してイメージマッチングシステムを利用した検索支援ツールの開発に着手し、2015年10月1日にINPITのサイトでリリースすることとなった。

この検索支援ツールは、イメージマッチングエンジンが、過去の登録意匠の中から創作した画像デザインに近い意匠がないかを画像解析し、近い順に並べなおして表示することを可能としている。また、画像デザインの形に着目するか、色に着目するかなど、その特徴に合わせて並べなおすことができるほか、過去の画像の登録意匠の特徴部分のデータも保有しているため、創作した画像デザインの一部の形や色が近いものが存在しているかどうか調べることも可能となっている。

このため、日本意匠分類やDタームといった検索キーを熟知する必要がなく、また物品にとらわれず、創作した画像デザインのデータに似た画像デザインから参照できることが特徴となっている。

3 国際意匠分類と日本意匠分類

現行の意匠法は昭和34年意匠法が基となり、それ以前の意匠法に備わっていた産業分野と物品群で意匠を分けた区分で意匠出願と登録意匠を分類して資料を管理し意匠審査における先行調査に利用していたが、意匠登録と意匠出願が増加した1970年代に日本意匠分類を整備し、物品の用途に着目して約5千枝に細分化している。

この昭和54年に開発した日本意匠分類で庁内の審査用資料を整備して分類ごとにサーチを可能としたほか、当時の万国工業所有権資料館（現在のINPIT）では、意匠公報を連番での管理と日本意匠分類での管理を行って、ユーザーが日本意匠分類でも公報を閲覧できるようにしていた。

その後、2000年に完成した意匠検索システムでは、この日本意匠分類と新たに物品の機能や形状で検索でき

るDタームで検索できるようにした。

しかし、平成10年の意匠法改正以後、多機能な携帯電話や多機能家電、多様な用途が可能な家具やシステムキッチンが登場し始め、日本意匠分類が合わない物品が多く出願されたことから、2005年に新たな物品への対応と分類付与のしやすさと分かりやすさを目的として約3千枝の日本意匠分類と約2千枝のDタームに改正し、現行の日本意匠分類としており、意匠審査やJ-PlatPatの検索キーとして用いられている。また、平成18年の意匠法改正に合わせて画像意匠分類を策定し画像意匠登録の検索も可能としている。

一方、1996年以降、途上国における日本の意匠公報のサーチ支援のため、日本意匠分類から機械的に付与した国際意匠分類も参考として掲載していたが、我が国は2014年9月に正式にロカルノ協定に加入し、国際意匠分類も採用し始めた。

国際意匠分類は分類枝が219枝と少なく検索には不向きであるものの、世界各国が採用しており、各国の意匠公報を各国の特許電子図書館で検索する際には有効な検索キーである。

このため、我が国では、審査の効率化のために日本意匠分類を整備してきた経験を活かし、国際意匠分類と審査用のデータベースの整備、米国などの審査国との連携による意匠分類相関関係や共通化の研究に着手する予定である。

これらの成果は、意匠審査の効率化に活かすだけでなく、ユーザーへの意匠情報提供サービスの利便性向上にも活かしていく予定である。

4 今後の意匠に関する情報提供と検索サービスの課題

2000年に完成した意匠検索システムや意匠審査システムは15年が経過しているが、ハード面の進化により、性能に問題がなく、機能も充実している。これを基礎として新規性等判断に有効な審査資料の充実と審査過程の情報や審査結果情報の構築を充実させていくことにより、意匠審査の品質向上を図ることが課題であると考えられる。

また、世界各国の知財庁のいずれも意匠権の範囲を調べる情報や機能はほとんど提供されていないため、これらの情報は、国内外のユーザーにとっても意匠権の範囲を判断する上で必要な情報と考えられ、情報提供の内容と提供方法を検討しておくことも重要である。

特許庁では、今後、審査資料の充実とユーザー提供、意匠審査の過程で構築した情報の提供方法等について研究していく予定である。

そのほか、3. で述べたように国際意匠分類の整備や審査国との連携による意匠分類等の検索キー研究を進め、我が国の意匠情報のみならず、各国の意匠情報を言語にかかわらず、検索参照できるようにしていくことも意匠審査の効率化とユーザーが各国の意匠情報の調査を可能とするためには重要な課題と考える。

この2つの課題の調査と研究を進め、可能な限り早い実現を目指していく所存である。